

お墓の手続きについて

申請内容	申請の理由		手続き	必要となる書類	説明
<p>納骨・改葬</p> <p>※納骨する際には、必ず届出が必要になります。届出は納骨前が原則ですが、納骨後でも構いません。</p> <p>※改葬とは、「お骨」を移動させることです。</p>	夕張市内の墓地に納骨したい	「お骨」が <u>自宅</u> にある。	納骨	墓地納骨届 火葬許可証の写し	納骨届の用紙は、市役所にあります。
		「お骨」が <u>夕張市内の納骨堂</u> にある。	改葬 (申請)	収蔵証明書 改葬許可証(申請書)	寺院から収蔵証明書を発行してもらい、市役所へ提出して下さい。改葬許可申請は市役所で行い、受理します。
		「お骨」が <u>他市町村の墓地・納骨堂</u> にある。	改葬 (受理)	他市町村で発行された改葬許可証	他市町村の市役所・役場で発行された改葬許可証を夕張市役所へ提出して下さい。
	他市町村の墓地・納骨堂に納骨したい	「お骨」が <u>自宅</u> にある。			夕張市での手続きは必要ありません。火葬許可証をもって納骨先に届出して下さい。
		「お骨」が <u>夕張市内の墓地</u> にある。	改葬 (申請)	改葬許可証(申請書)	墓地を撤去する場合は、墓地敷地の返地手続きも必要になります。
		「お骨」が <u>夕張市内の納骨堂</u> にある。	改葬 (申請)	収蔵証明書 改葬許可証(申請書)	寺院から収蔵証明書を発行してもらい、夕張市役所へ提出して下さい。改葬許可証を発行するので、納骨先に提出して下さい。
<p>※手続きは墓地使用者が行わなければなりません。代理で手続きをする際は、墓地使用者の承諾書が必要となります。</p> <p>※収蔵証明書とは、お骨を預かっていることを証明する書類です。 ※書き方等は環境生活係にお問い合わせください。</p>					
墓地使用者の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・墓地使用者(名義人)が不明・死亡している場合、変更の届出が必要になります。 ・墓地使用者が墓地を管理することが難しくなったときは、双方の合意をもとに変更することができます。 		使用者 変更	墓地使用者変更届 (同意書)	複数名で墓地を建立していた場合や、古い墓地で誰が引き継ぐべきかはっきりとわからない場合などは、親族の同意書が必要になります。
墓地敷地の返地	改葬などにより墓地が不要となった場合。		返地	墓地敷地返地届	墓石等を全て撤去し、更地にしてお返し下さい。改葬の手続きも必要になります。
墓地の申し込み	随時受け付けております。職員と場所を確認することになりますので、事前にご連絡ください。(電話 52-3108)				